

令和 6 年度横浜型プロボノ事業業務委託 業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和 6 年度横浜型プロボノ事業業務委託

2 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日（予定）から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課等

4 業務目的

本業務は、生活支援体制整備事業推進の一環として、プロボノ（※）の仕組みを活用することにより、仕事で培った経験を有する参加者（以下、「プロボノワーカー」という）と市内で活動する地域活動団体、NPO（以下、「地域活動団体等」という）を主にオンライン上でマッチングし、下記の目的を達成するために実施する。

※「プロボノ」とは

社会的・公共的な目的のために、仕事で培った経験やスキルを活かすボランティア活動のことを言い、プロボノを行う人のことを「プロボノワーカー」と呼ぶ。

- (1) 組織運営上の課題を抱えている地域活動団体等に対し、プロボノワーカーが後方支援をすることで、地域活動団体等内では解決の方法が見つからなかった課題への対応を可能とし、地域活動団体等の運営基盤の強化、地域活動の活性化・魅力の向上につなげる。
- (2) より多くの地域活動団体等の運営基盤の強化、地域活動の活性化につなげ、多様化し、増大する高齢者のニーズに対応できる地域活動・サービス等の提供体制を地域内に整えていく。

また、中長期的な視点として、取組を進めることにより、「第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」において目標と掲げる『『介護予防・健康づくり』、『社会参加』、『生活支援』を一体的に推進』につなげることを目的とする。

5 業務の概要

横浜型地域包括ケアシステムの視点を十分に理解した上で、次の(1)、(2)の業務を全て行うこと。

- (1) オンラインを活用したプロボノ（以下、オンライン型プロボノという）の企画・運営
 - ア オンライン上でのマッチングシステム（以下、オンラインマッチングシステムという）の運用・保守

なお、プロボノのマッチングを目的とした既存システムの活用（カスタマイズを含む）を原則とし、新規での構築は行わないものとする。
 - イ プロボノワーカーと地域活動団体等とのマッチングに関する支援

- ウ オンライン型プロボノ実施における伴走支援（相談対応等）及び進捗状況のモニタリング
- エ 地域活動団体等・地域ケアプラザ等、社会福祉協議会及び区役所等支援者（以下、中間支援者という）向けのオンライン型プロボノの利用方法等に関する説明会の企画・開催
- オ オンライン型プロボノの利用促進のためのイベントの企画・開催
- カ プロボノワーカー向けの登録等説明会の企画・開催
- キ オンライン型プロボノの成果物報告等、活動記録の作成
- ク 成果報告会の企画・開催
- ケ プロボノワーカー・地域活動団体等の募集に関する各種広報

■ オンライン型プロボノの仕様について

名称	オンライン型プロボノ（仮）
プロジェクト期間	2～3 か月程度
支援する地域活動団体等の数	18 団体程度
プロボノワーカー数	原則、1 地域活動団体等当たり 1 名程度

(2) その他（オンライン型プロボノの円滑な実施に必要と考えられる事項）

- ア オンライン型プロボノにおけるプロボノワーカーの保険加入
- イ イベント等開催時、広報物作成時における障害者等への合理的配慮等
- ウ 令和5年度までの横浜型プロボノ事業において活用したオンラインマッチングシステム（ハマボノ mini）の利用者について、新たなオンラインマッチングシステムを導入した場合も、現在の利用者に利用上の不都合を生じさせることなく、「ハマボノ mini」から移行手続きを進めること。

6 オンラインマッチングシステム・Web ページ等のセキュリティ環境等

オンラインマッチングシステム・Web ページ等の情報管理等にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
- (2) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。
- (3) アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
- (4) 必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- (5) 常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。
- (6) WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。
- (7) 「個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」(別紙5)に基づき、操作記録の採取を行うこと。
- (8) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、協議すること。

7 ウェブアクセシビリティの確保について

ウェブアクセシビリティの確保については、次に定める事項の達成に努めるものとする。

なお、各項目の達成が技術的に達成困難である場合、代替案等の検討を行うものとする。

(1) アクセシビリティ方針の策定

発注者と協議の上、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づいた、ウェブアクセシビリティ方針の策定。

(2) マッチングシステムの適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA への準拠。

※ 「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

8 主な取り組みのスケジュール

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日を事業開始日とし、オンラインマッチングシステム、その他オンライン型プロボノ事業を実施するために必要なシステム等について、令和 6 年 4 月 1 日より稼働すること。
- (2) オンライン型プロボノの利用方法等に関する説明会の開催（月 1 回程度）
- (3) オンライン型プロボノの利用促進のためのイベント（年 1 回程度）
- (4) プロボノワーカ向けの登録等説明会の企画・開催（年 2～3 回程度）
- (5) 成果報告会の企画・開催（年 1 回程度）

9 支払期限等

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払う。

10 その他

- (1) 打ち合わせ・協議等は本業務の進捗に合わせて随時行う。
- (2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、横浜市と受託者双方で協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務で得られた成果物及び作業工程における書類等に関する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。
- (4) 本業務による事務処理のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (5) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。

● 個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱

制定 平成 15 年 8 月 25 日 総 I 第 120 号 (局長決裁)
一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 総総第 910 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市情報セキュリティ管理要綱(平成 17 年 3 月 31 日総 I 第 1148 号)第 18 条に基づき、横浜市の個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録(アクセスログ)を保存する等、システムの使用状況を監視するための必要な事項を定めることにより、電子計算機における個人情報の管理運営の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号)第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) システム ある目的を達成するためのソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等を連携して構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (3) ホストコンピュータ等 システムにおいて、プログラム、データ等が保存され、端末機からアクセスを受けるコンピュータをいう。
- (4) 端末機 システムにおいて、ホストコンピュータ等にアクセスし、入出力を行う機器をいう。
- (5) アクセスログ 端末機を使用して行われる情報の更新、検索等の操作について記録した情報をいう。
- (6) 操作者 システムの端末機から個人情報について更新、検索等の操作を行う者をいう。
- (7) アクセスログ蓄積対象情報 個人識別コード等、更新、検索等の対象となる個人を特定できる情報をいう。
- (8) 区局等 横浜市事務分掌条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号)第 1 条に掲げる統括本部及び局並びに横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和 38 年 10 月横浜市条例第 34 号)第 2 条第 2 項に規定する消防局(以下「消防局」という。)、横浜市会計室規則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 36 号)第 1 条に規定する会計室(以下「会計室」という。)及び横浜市区役所事務分掌条例(平成 28 年 2 月条例第 2 号)第 1 条に規定する区役所(以下「区役所」という。)をいう。

(アクセスログ管理責任者の設置)

第 3 条 この要綱の目的を達成するため、電子計算機処理にかかる業務を主管する課の長をアクセスログ管理責任者に充てる。

2 アクセスログ管理責任者は、アクセスログの収集、保存、処理、廃棄に係る業務(以

下、「アクセスログに係る業務」という。)を管理する。

(アクセスログの収集)

第4条 アクセスログ管理責任者は、データの重要度に応じ、区局等が運用するシステムのうち、個人情報扱い、端末機から、ホストコンピュータ等のファイル、データベース等に記録されている個人情報について更新、検索等の操作を行う場合にアクセスログを収集するものとする。

2 アクセスログの収集にあたっては、次の各号を識別できる項目を収集する。

- (1) 操作年月日
- (2) 操作時刻
- (3) 操作者
- (4) アクセスログ蓄積対象情報
- (5) 利用部署、端末機名、処理内容その他必要な項目

(アクセスログの管理)

第5条 アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログを次の各号に定めるとおり、適正に管理しなければならない。

- (1) アクセスログは他の法令等に定めがある場合を除き原則として3年保存とする。また、磁気テープ等の外部記録媒体で保存する場合は施錠できる金庫等に保管する。
- (2) 廃棄年限を超えたアクセスログは、速やかかつ確実に消去する。

2 アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログについて、必要に応じて確認を行うものとする。

(アクセスログの開示)

第6条 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)第20条の規定に基づき、アクセスログの本人開示請求があった場合、当該システムのアクセスログ管理責任者は、当該請求に係る情報(システムのセキュリティに影響のあるものを除く。)を開示する。

2 開示する情報は、紙へ印字し、又は電子媒体へ複写して提供する。

(アクセスログの収集の開始及び終了の報告)

第7条 アクセスログ管理責任者は、アクセスログの収集を開始し、又は終了するときは、別記様式により情報セキュリティ運用管理者へ報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アクセスログに係る必要な事項は、デジタル統括本部企画調整部企画調整課担当課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第7条）

個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の
操作の記録（アクセスログ）収集開始・終了報告書

年 月 日

情報セキュリティ運用管理者

長

個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録
に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

事務の名称 (システム名)	
担当課等	局 担当 TEL
開始・終了 年 月 日	年 月 日 開始・終了
備考	